## 久留米大学医学部看護学科同窓会会計内規

- 第1条 久留米大学医学部看護学科同窓会(以下「本会」という)の会計は本会 会則第15章第20条、第21条及び第22条に基づき、この内規により取り扱う。
- 第2条 本会の入会金及び会費は、次のとおりとする。

入会金 15,000円 (医学部看護学科入学時に徴収)

会費(終身)25,000円(医学部看護学科4年次3期に徴収)

- 第3条 1. 幹事(会計担当)は、毎年その年度予算を作成し、幹事会及び代議員会の議を経 て総会の承認を得なければならない。
  - 2. 毎年4月1日以降総会において予算の承認を受けるまでの間は、前年度予算の範囲内で仮執行することができる。
  - 3. 会計の処理は、予算に基づき幹事(会計担当)が会長の承認を得て執行する。
- 第4条 幹事(会計担当)は、毎年5月末日までに前年度の決算を行い、会計監事の監査を受け、幹事会及び代議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。
- 第5条 役員及び代議員が本会の会議・行事並びに大学行事などに出席し、または本会の業務 処理のために出張したときは、公共交通機関による交通費実費及び宿泊が必要な場合 は、その実費を支給する。
- 第6条 会員、特別会員、準会員及び看護学科在学中の準会員の保護者の死亡に際しては、監事(庶務担当)が会長に報告し、弔電を打電する。
- 第7条 会員の慶弔(御祝、弔花、香典等)に関して必要な場合は、会長が幹事会に諮り決定する。なお、緊急の場合は、前例または他学部、学科同窓会の事例などを参考として処理し、幹事会には事後報告を行うものとする。

## 附則

- この内規は、平成8年4月1日から施行する。 附則
- この内規は、平成20年4月1日から施行する。

学科 12, 13, 14, 15 回生は、終身会費を卒業時に徴収する。 学科 16 回生より、終身会費は4年次3期に徴収する。